

西会津町農業委員会

第11回 西会津町農業委員会総会 議事録

開催期日 令和3年6月18日

西会津町農業委員会

第11回 西会津町農業委員会総会議事録

1. 期日

令和3年6月18日

2. 場所

役場大会議室

3. 招集者 西会津町農業委員会会長 江川 新壽

4. 出席委員

(農業委員)

1番委員 渡部 定衛 3番委員 三瓶 常夫 4番委員 岩原 稔

8番委員 小原 利道 9番委員 仲川 久人 10番委員 星 敬介

11番委員 佐藤 正光 12番委員 江川 新壽

(推進委員)

3番委員 杉原 徳夫 8番委員 佐藤 武

5. 欠席委員

(農業委員) 2番委員 佐藤 健一 5番委員 矢部 幸彦

6番委員 江川 政次 7番委員 三留 弘法

6. 総会に出席した職員

事務局長 矢部

事務局次長 高津

事務局員 秦

7. 開会

午前9時57分

8. 閉会

午前11時6分

議長 おはようございます。
定刻より3分早いですが、全員揃いましたので、何かとお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。
雨が降らないでポンプアップしているところもありますし、五月ができないという話がありました。皆さんにはご苦労掛けますがよろしくをお願いします。

議長 これより総会を開会します。
本日の出席委員は農業委員の定数12名に対して(8)名が出席しておりますので、(会議規則第9条の委員過半数出席により)総会は成立しております。
それでは、これより「第11回西会津町農業委員会総会」を開会します。本日の総会次第はお手元に配布したとおりであります。

議長 それでは会議録署名委員の指名を行います。
会議規則第30条の規定により、
3番 三瓶 常夫 委員
9番 仲川 久人 委員
をお願いします。

議長 続いて、会議次第3・報告事項に移ります。
報告第1号「主要業務報告」について、事務局より報告いたさせます。

事務局次長 主要業務について報告する。

議長 ただいま報告のありました「主要業務報告」について、委員各位の質問、意見を求めます。

議長 ないようですので、これで質問を終わります。

議長 続いて、会議次第4・付議事件に移ります。

議長 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局次長 前回総会の際に佐藤武推進委員より有限会社〇〇の履歴事項全部証明書の目的の中で一般廃棄物及び産業廃棄物の収集、運搬及び処理があるが業をしているかの質問に対して、〇〇に確認したところ、定款には載せているが現在は、業としては行っていません。ただし、今後行いたいという考えがあるという報告をいただきました。

事務局次長 資料を基に説明

議長 事務局の説明が終わりました。続いて現地調査をされた佐藤武推進委員に報告をしていただきます。

佐藤推進委員 6月14日、農地法第3条許可申請に係る調査を行いました。場所はテレビ塔の下、上団地といているところで、東側の場所です。昨年まで、本人〇〇さんがそばを作付けしていました。貸し手としては別に問題はないと思っています。借り手の方に対しては調査報告書の下に書いていますとおりの意見があります。以上で許可申請処分に対してご審議をお願いします。

議長 これより、質疑を行います。

11番委員 10ページですが、1-2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況(1)作付(予定)作物、作物別の作付面積の中の面積が()では前月と多くなっていますがカッコの上の面積は前月と同じになっている。なぜですか。

事務局次長 カッコ内は西会津町の面積となっており、上は新潟県の面積となっています。

11番委員 前回総会の資料で、カッコの西会津の面積が増えて、上の面積が同じである。これでよいのか。

議長 今回の数字が挙がっていないのではないか。

11番委員 前回の数字と今回の数字が同じであったので、確認してください。

議長 今回の数字に〇〇さんの分が増えていないのではないのか。

11番委員 そうです。

議長 2, 389平方メートルが入っていないということか。

議長 暫時休議します。

(9時25分休議)

(9時29分再開)

議長 再開します。

事務局次長 すみませんでした。

先程10ページの権利取得後の面積につきまして149, 83平方メートルの中に今回の2, 389平方メートルが入っていないかと言われましたが確認しましたところやっぱり入っていませんでしたので、2, 389平方メートルを追加しまして152, 221平方メートルになりましたので、訂正のほどよろしくお願ひします。

議長 訂正お願ひします。

9番委員 それではと11ページの農地法第3条第2項第5号関係(2)の権利取得後において耕作又は養畜の事業に供する採草放牧地の面積の合計の数字が合わなくなる。

併せて修正することによろしいですか。

杉原推進委員 町が添付書類を勝手に修正できないですか。出し直してもらうことですよね。しかし本筋から外れていないのだから、その土地を3条で申請することで、添付書類の中身が間違っていることで、修正をここで委員が勝手にやる訳にはいかないじゃないですか。それは添付書類を訂正ではなく、差替えることになるのだろう。

事務局長 今ご指摘いただきました許可申請書については、申請者に確認して添付するように修正したいと思いますので、ご理解いただきます。

議長 申請者にもう一度出すことでよろしいですか。
11番委員よろしいですか。

11番委員 いいです。

議長 その他ありませんか。

9番委員 佐藤推進委員の報告書の意見がありますが、これに対して具体的に
対策をとるとか、〇〇では考えているのでしょうか。

事務局次長 この件につきましては、昨年の〇〇集落より臭いがひどいという
苦情が農業委員会にありました。においなどの環境問題については
担当部局が町民税務課なので、一緒に〇〇に注意したり、事業をする
際には〇〇集落に出向いて説明するようには促しております。

今年はまだ堆肥の搬送をまだやっていないということで、いまの
ところ苦情はありませんが、これにつきましては許可を出す際に〇〇
にはそのようなことがないようにはお伝えしております。

9番委員 昨年、〇〇の〇〇さんから相談があって実際見てくれと言われて見
たところ、その中で、その相談がなぜかといううちも酪農を〇〇と〇
〇の方でやってまして、堆肥を蒔くという作業は適切に行われている
処理かどうかということで見てくださいということで見ました。その
際に生堆肥をそのまま蒔いている状況です。牛舎から出してきた堆肥
を。

通常は完熟堆肥といって堆肥舎で寝かした堆肥、発酵が終わっている
堆肥を蒔くのですが、生の堆肥をそのまま蒔いているので、それで異
臭が非常にするのではないのでしょうか、ということで〇〇さんに伝え
たのですが、通常はきちんと堆肥舎をもって堆肥舎で完熟堆肥にして、
それを牧草地に蒔いて肥料にするのですが、その一部分の工程が抜けて
いるような感じの作業ですねということでも話をしてきました。

その件に併せて、畜産関係はどこにいても臭いの苦情とか出ます
ので、関係指導機関で、法律で決まっています、堆肥舎を設置して、そ
こで発酵が終わったものを蒔くように決まりがあるので、許可を出す時点
で管理をきちんと行って作業をしてもらうようなことを付け加えて言
った方がよいと思われれます。

議長 事務局、答弁をお願いします。

事務局次長 許可を出す際に、適切な管理ということで話をしますし、結局、完熟したものでないとかだめということもしっかり伝えておきますので、ご理解をお願いします。

事務局長 ○○に対しましては法令に基づいて適切に処理していただくように申出していきます。

議長 9番よろしいですか。

9番委員 はい。

議長 前回もありまして、飲み水とか心配で、○○集落から何回も問い合わせがありました。

農業委員会では、水道を調べることは別な課でやるものですので、そこまでは責任がない。今言った件については文書などで指導することよろしいですか。

9番委員 はい。

議長 その他ありませんか

議長 ないようですので、これで質疑を終わります。これより討論に移ります。

議長 ないようですので、これで討論を終わります。

これより、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について」を採決します。

お諮りします。議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について」は申請の通り承認することにご異議ありませんか。

議長 異議なしと認めます。したがって議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について」は申請の通り承認

されました。

議長 続きまして、議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局次長 資料を基に説明。

議長 事務局の説明が終わりました。続いて現地調査をされた杉原徳夫推進委員に報告をしていただきます。

杉原推進委員 6月14日に実施しました。写真をごらんください。面積が65平方メートルということで赤いテープで囲った部分が畑と言われる部分であります。〇〇さんの土地が〇〇でありまして、畑が〇〇ことでもあります。

赤いテープを見ますと畑よりはみ出ていますが、それは〇〇さんの畑と宅地で、宅地に食い込んでいることでありまして、面積からしますと畑を作った所が畑であることです。

今回の話ですが、〇〇さんのことですが、〇〇に住んでいることでありまして、この宅地ごと、〇〇さんに譲渡したいそうです。

自ずから畑につきましても一緒に譲渡したいことでありました。

現在、畑につきましては、〇〇さんが畑として耕作しているという話でございます。特に問題はないと見てきました。

議長 これより、質疑を行います。

議長 なければ、これで質疑を終わります。これより討論に移ります。

議長 ないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について」を採決します。

お諮りします。議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について」は申請の通り承認するにご異議ありませんか。

議長 異議なしと認めます。したがって議案第2号「農地法第3条第1項

の規定による許可申請に対する処分について」は申請の通り承認されました。

議長 続きます。議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

なお、今回の案件は、〇〇委員が当事者となっております。

農業委員会等に関する法律第31条により、委員は自己等に関係ある事項については、審議から外れることになっています。

お諮りします。

本来なら審議の間、〇〇委員につきましては、退席していただくところですが、従来慣例通りに、審議の間は発言を控えるということで、在席のまま進めたいと思いますが、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり。)

議長 異議なしの声がありましたので、議事を進めます。
それでは事務局の説明を求めます。

事務局次長 説明を基に説明。
(利用権5件)

議長 事務局の説明が終わりました。
これより、質疑を行います。

議長 なければ、これで質疑を終わります。これより討論に移ります。

議長 ないようですので、これで討論を終わります。
これより議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」を採決します。
お諮りします。議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」は申請の通り承認するにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。
したがって議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」は申

請の通り承認されました。

議長 続いて、次第5・その他 に移ります。

(1) 当面の日程等について事務局の説明を求めます。

事務局次長 当面の日程について説明。

議長 (2) 次回総会開催日について、事務局の説明を求めます。

事務局次長 次回総会開催日について説明。

参集者は、総会終了後、農業委員会互助会総会を開催しますので、農業委員、推進委員を予定しています。

また、5月に中止となりました、研修会を8月に開催したいと思いますが、お諮りします。

議長 研修会を8月に開催したいがよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり。)

議長 8月に研修会を開催することにご協力お願いします。

議長 続いて、(3) その他 に移ります。

事務局何かありますか。

事務局次長 町農林振興課より農業次世代人材投資事業(経営開始型)サポート体制の選任についての依頼がありました。

これは新規就農者に対して、安定した経営農業所得を確保できるため農業関係者でサポートする体制であります。

農業委員会では、農地の分野で各1名ずつ選任をお願いします。

令和3年度農業次世代人材投資事業新規希望者、2組、一組は〇〇、住所は、〇〇です。令和3年2月8日に青年等就農計画認定日になりました。営農類型は、複合経営、水稻、施設野菜、キュウリです。

続きまして、〇〇、配偶者で〇〇、夫婦経営です。

住所は〇〇で青年等就農計画認定日が令和3年2月8日、経営開始が令和3年4月、営農類型が複合経営、野菜、水稻、農家民泊になります。

それについて、農業委員会では農地の分について1名ずつ選任をお

願いたいそうです。

主な活動は、経営開始型申請の際の青年等就農計画等資料作成への助言指導、経営開始型審査会への参加、就農期間中のサポート、就農状況の確認、経営状況の確認など、中間評価の実施、経営開始後3年目、中間評価後のフォローアップ等があります。

以上、農業委員会で選任をよろしくお願いします。

議長 ただいま事務局より説明ありましたとおり、サポート体制の選任について、この方を選任していただきたいということです。

〇〇さん〇〇歳。この方は〇〇地区ですので、〇〇地区の推進委員をお願いしたい。

〇〇さんは〇〇ということで、〇〇地区からお願いしたいということでございますが、事務局から案があればお願いします。

事務局長 参考に、今までの例を載せていますが地元の推進委員の方に担当していただいたことが今までの慣例でございます。慣例に従ってやるかどうか協議していただければよいです。

議長 今、矢部局長から、サポートを選任するには慣例がありまして、その地区の推進委員から選任していただくことになっています。

〇〇地区の推進委員に対しましては、〇〇自治区である加藤勝推進委員をお願いしたい。

〇〇さんについては〇〇自治区でありますので、〇〇地区の伊藤一郎推進委員をお願いしたい。どうでしょうか。11番委員どうですか。

11番委員 異議ありません。

議長 今のでよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしということで〇〇地区は加藤勝推進委員、〇〇地区については伊藤一郎推進委員をお願いしたいと思います。

事務局次長 これにつきましては、このあと互助会役員会に加藤勝推進委員、伊藤一郎推進委員おいでになっていきますので、お話ししたいと思います。

す。

これで、事務局からのその後は終わります。

議長 今の説明に対してご意見ご質問ありませんか。

議長 なければ、以上で本日予定されていた案件は全て終了しました。

議長 これで「第11回西会津町農業委員会総会」を閉じます。お疲れさまでした。